

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則案について

教育総務課

1 改正の趣旨

県の組織改正に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 文化に関する事務が企画部から県民文化部へ移管されることに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 山岳総合センターに関する事務について観光部長に補助執行させるため、知事の補助機関たる職員に補助執行させる事項に加える。

3 施行期日

平成26年4月1日

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則案

長野県教育委員会事務処理規則（昭和46年長野県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第6の1を削り、同2を同1とし、同1の次に次の事項を加える。

2 県民文化部長に補助執行させる事項

長野県信濃美術館に関する事。

別表第6の3を同4とし、同4の前に次の事項を加える。

3 観光部長に補助執行させる事項

長野県山岳総合センターに関する事。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

教育総務課

長野県教育委員会事務処理規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(別表第6) (第8条関係) 知事の補助機関たる職員に補助執行させる事項</p> <p><u>1</u> 総務部長に補助執行させる事項 長野県短期大学付属幼稚園に関する事。</p> <p><u>2</u> <u>県民文化部長に補助執行させる事項</u> <u>長野県信濃美術館に関する事。</u></p> <p><u>3</u> <u>観光部長に補助執行させる事項</u> <u>長野県山岳総合センターに関する事。</u></p> <p><u>4</u> 総務部総務事務課長に補助執行させる事項 (1) 事務局等職員の扶養親族の認定に関する事。 (2) 事務局等職員の通勤手当、住居手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の決定に関する事。</p>	<p>(別表第6) (第8条関係) 知事の補助機関たる職員に補助執行させる事項</p> <p><u>1</u> <u>企画部長に補助執行させる事項</u> <u>長野県信濃美術館に関する事。</u></p> <p><u>2</u> 総務部長に補助執行させる事項 長野県短期大学付属幼稚園に関する事。</p> <p><u>3</u> 総務部総務事務課長に補助執行させる事項 (1) 事務局等職員の扶養親族の認定に関する事。 (2) 事務局等職員の通勤手当、住居手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の決定に関する事。</p>